

【令和2年度農業関連予算について】

以下のとおり抜粋しましたので、紹介いたします。

【農政関係】	金額（千円）	主な内容
・一般事務費	545	農政連絡員報償・旅費・消耗品費ほか
・農業環境対策推進事業	1,702	害獣捕獲委託・防葉対策・減農薬促進・防臭対策
・地産地消推進事業	225	給食用野菜出荷量に応じた補助
・農産物品評会	241	農産物品評会用消耗品費
・農業近代化資金利子補給事業	141	農業近代化資金利子補給補助金
・都市農業推進事業	62,356	都市農業推進事業・援農ボランティア推進事業・青壮年部補助・堆肥事業補助・市民交流事業・大丸用水補助金
・農業後継者等育成事業	3,218	認定農業者農業経営改善支援
【農業委員会関係】		
・農業委員会運営費	7,843	農地利用状況調査・農業委員研修・旅費 ・農業会議拠出金・顕彰事業
合計	76,271	

【援農ボランティア事業について】

★ 現在援農ボランティア事業におきましては、4期生が実習及び座学に取り組んでおり、卒業生である1期生～3期生はご依頼のあった農家さんのところでボランティア活動を行っております。また、野菜農家さんだけでなく果樹農家さんのお手伝いも可能とするために、研修や実際に梨農家さんのところで花粉付けを行いました。今後とも援農ボランティア事業をよろしくお願いいたします。



援農ボランティア受入農家を募集しております！

・詳しくは、経済観光課までお問い合わせください。

農業委員会活動日誌（令和2年2月～4月）

2月22日（金）第60回東京都農業委員・農業者大会、祝賀会
4月の活動については、コロナウイルスの影響で中止となっています。

稲城市農業だより No.132

完 熟

●発行 稲城市農業委員会
稲城市役所市民部経済観光課

稲城市東長沼2111番地
電話（378）2111（内線675）

令和2年5月1日発行

企業的農業経営顕彰・農業後継者顕彰事業

2月20日（木）に開催された第61回東京都農業委員・農業者大会において、「企業的農業経営顕彰及び農業後継者顕彰」受賞者の表彰式が行われました。

企業的農業経営顕彰において、押立の川崎 賢吾さん、亜矢さん夫妻と稲城有の実会が全国農業会議所会長賞を受賞されました。お祝い申し上げます。また、表彰式終了後には、JA 東京みなみ稲城支店にて祝賀会を行いました。



第61回東京都農業委員会・農業者大会の様子 左から川崎 亜矢さん・賢吾さん、稲城有の実会（田中 利明さん）

受賞者の皆さんおめでとうございます！

環境課と経済観光課からのお願いとお知らせ

1、【農作業に伴う剪定枝等の処分方法について】

★ 令和2年4月より、市内農業者（生産団体含む）が農作業に伴い市内農地から排出する剪定枝等について、クリーンセンター多摩川に持ち込む場合は、処理手数料の**免除**が受けられます。このことにより、従前の剪定枝等の処分方法も含めて、4手法がございますので、改めてご確認願います。

① 直接クリーンセンター多摩川に持ち込む場合（無料）

・処理料：**免除**

・処理受入基準（農作業に伴い排出されるもの）

剪定枝：長さ**180 cm以内**、1本あたりの太さ10 cm以内

野菜くず・葉・草：1束直径30 cm×長さ80 cm以内、1本あたりの太さ10 cm以内

・受付時間：月～金曜日の開庁日で、午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

※ 午後0時～1時は、昼休みのため受付並びに施設受入不可となります。

※ 環境課（市役所2階8番窓口）へ申請書を提出し、搬入伝票記載後、環境課職員の搬入物チェックを受けてください。

② 家庭ごみとして処分する場合（無料）

以下のものを出す場合、週に2回の可燃ごみの日に、家庭ごみとして市が収集します。

・剪定枝：1束直径30 cm×長さ80 cm以内、1本あたりの太さ10 cm以内

・野菜くず・葉・草：透明又は半透明の袋に入れて出してください。1辺の長さ80 cm以内、厚さ10 cm以内

※ ごみの収集は家の前に限ります（畑の前に出された場合、排出者が分からないため収集することが出来ません）。

③ 業者に処理を依頼する場合（有料）

(有)アルカス（電話 042-331-2213）

※ 処理料や処理可能品目等については、上記業者にお問い合わせください。

④ タウンビーパー（剪定枝破砕車）でチップ化処理をする場合（有料）

・経済観光課農政係へ予約

・処理料：20,600円/日、10,300円/半日

・処理受入基準：1本あたりの太さ10 cm以内、葉は取り除いて束ねた状態で、作業しやすい場所に来る限り1か所にまとめて下さい。

2、【農業のために行う野焼きについて】

★ 市街化による宅地の増加により市民の方々から野焼きについての苦情が多く寄せられております。法令により野焼きは禁止されておりますが、病虫害駆除のために野焼きを行うことはやむを得ないこととされております。ただし、周辺地域の生活環境への支障を及ぼすおそれのある場合は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく指導の対象に該当してしまいます。野焼きを行う際には、「近隣へあらかじめ周知する」、「苦情があった時には速やかに消火する」など、周囲への配慮が必要です。また、火災と紛らわしい煙が出る場合には、消防署へ届出が必要ですが、消防署への届出は、野焼き行為を認めるものではありません。周囲の理解・協力なくして都市農業を継続させていくことは非常に難しくなっております。ご理解とご協力をお願いします。また、夜間の野焼きは、日中よりも火が大きく見えるため、火災と間違われるおそれがございます。夜間に関しても原則禁止は変わりません。剪定枝等の処分につきましては、上記の処分方法を是非ご活用頂きたく存じます。

※ 問い合わせ先

①・② 稲城市市民部環境課ごみ・リサイクル係（電話 042-378-2111(内)262）

④ 稲城市市民部経済観光課農政係（電話 042-378-2111(内)673）

都市計画課からののお知らせ

【特定生産緑地の指定申請について】

★ 今年度も特定生産緑地の指定申請の受付を行います。

特定生産緑地制度は皆様の今後の営農計画に大きく関係する制度となりますので、市内農家の皆様がこの制度を理解したうえで申請していただければと考えております。

申請の時期等は順次お知らせいたします。よろしく願いいたします。

都市計画課都市計画係 内線 (322、323)

農業委員会からののお知らせ

【農地利用状況調査について】

※別紙資料をご参照ください。

【生産緑地地区における管理基準】

※別紙資料をご参照ください。

【日常の農地管理について】

★ 農地（宅地並み課税を選択している）を住宅や駐車場等に転用（農地以外での利用）する場合は、農業委員会への届出が必要です。転用をお考えの方で不明な点がある場合は、地元農業委員または農業委員会事務局へお問い合わせください。

★ 農地法によらない農地の権利取得（農地を相続した場合等）についても、農業委員会へ取得の届出の義務があります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

★ 農薬を使用する際には、事前に農薬散布を周知し、できるだけ近隣に影響が出ないよう強風時や通勤・通学の時間帯を避けて行ってください。また、長期間放置された農薬（粉剤）は自然発火する恐れがあります。農薬の管理につきましても、農薬容器のラベル（記載事項）をよく読み、適切な取り扱いをお願いします。

【いなぎ日曜市の開催について】

★ 毎月第2、第4日曜日にコーチャンフォー若葉台店で日曜市を開催し、新鮮な野菜、加工品等の販売を農家と商工会会員で行っています。※出店料は不要です！

<8月末までの開催日>毎月2回開催します。

5月13日、5月27日、6月10日、6月24日、7月8日、7月22日、

8月12日、8月26日

※コロナウイルスの影響により、中止となる場合があります。

新規出店農家を募集中!



・詳しくは、経済観光課までお問い合わせください。